

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十六号）
(教職員課)

一 趣旨

令和七年十月十六日付けの埼玉県人事委員会の学校職員の給与についての勧告及び報告を踏まえ、学校職員の給与の改定等をするための改正

二 内容

- (一) 給料表を若年層に重点を置きつつ、全ての職員について引上げ
- (二) 教職調整額の改定に伴う管理職の給料月額の引上げ
- (三) 期末・勤勉手当の支給割合の引上げ
- (四) 通勤手当の自動車等の使用距離上限の引上げ及び駐車場等の利用に対する通勤手当の新設
- (五) 日直・宿直手当等の改定等
- (六) 義務教育等教員特別手当の見直し
- (七) 教職調整額の引上げ
- (八) 多学年学級担当手当の廃止

三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)、二(四)、二(七)及び二(八)は令和八年一月一日、二(三)の令和八年度以降の期末・勤勉手当の支給割合及び二(四)は令和八年四月一日